

自然科学研究機構生理学研究所技術課業務分掌規則

平成16年4月1日
生研規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構生理学研究所及び岡崎共通研究施設における技術に関する専門的業務を処理するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第42条の規定に基づき設置された生理学研究所技術課（以下「技術課」という。）の組織及びその業務分掌を定めることを目的とする。

(技術班)

第2条 技術課に、その業務を処理させるため、次の2技術班を置く。

- 一 研究領域技術班
- 二 研究施設技術班

2 研究領域技術班においては、分子細胞生理研究領域、生体機能調節研究領域、基盤神経科学研究領域及びシステム脳科学研究領域に係る技術に関する専門的業務及び安全に関する業務を処理するほか、技術課の業務に関し、総括し、連絡調整する。

3 研究施設技術班においては、研究連携センター、脳機能計測・支援センター、行動・代謝分子解析センター、情報処理・発信技術センター及び岡崎共通研究施設動物資源共同利用研究センターに係る技術に関する専門的業務及び安全に関する業務を処理する。

(研究領域技術班の業務分掌)

第3条 研究領域技術班に、その業務を分掌させるため、次の4係を置く。

- 一 分子細胞生理研究領域技術係
- 二 生体機能調節研究領域技術係
- 三 基盤神経科学研究領域技術係
- 四 システム脳科学研究領域技術係

2 分子細胞生理研究領域技術係においては、分子細胞生理研究領域に係る次の業務を分掌するほか、技術課及び研究領域技術班の業務に関し、総括し、連絡調整する。

- 一 技術上の企画に関すること。
- 二 研究用機器の運転及び保守管理に関すること。
- 三 研究用試料の作製及び分析に関すること。
- 四 実験結果の整理及び解析に関すること。
- 五 実験中の動物の飼育管理に関すること。
- 六 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。

3 生体機能調節研究領域技術係においては、生体機能調節研究領域に係る前項第1号から第6号までに掲げる業務を分掌する。

4 基盤神経科学研究領域技術係においては、基盤神経科学研究領域に係る第2項第1号から第6号までに掲げる業務を分掌する。

5 システム脳科学研究領域技術係においては、システム脳科学研究領域に係る第2項第1号から第6号までに掲げる業務を分掌する。

(研究施設技術班の業務分掌)

第4条 研究施設技術班に、その業務を分掌させるため、次の7係を置く。

- 一 研究連携技術係
- 二 脳機能計測・支援技術第一係
- 三 脳機能計測・支援技術第二係
- 四 行動・代謝分子解析技術係

- 五 情報処理・発信技術係
- 六 動物実験技術係
- 七 研究基盤技術係
- 2 研究連携技術係においては、研究連携センターに係る次の業務を分掌するほか、研究施設技術班の業務に関し、総括し、連絡調整する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 共同利用研究者に対する相談及び操作指導に関すること。
 - 三 研究資料の作成及び分析に関すること。
 - 四 研究材料の製作及び管理に関すること。
 - 五 研究及び研究結果の分析並びに発表に関すること。
 - 六 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 3 脳機能計測・支援技術第一係においては、脳機能計測・支援センター多光子顕微鏡室及び電子顕微鏡室に係る次の業務を分掌する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 大型研究用機器等の運転及び保守管理に関すること。
 - 三 実験装置の設計、製作及び改良に関すること。
 - 四 実験機器及び工作等の利用者に関する操作指導に関すること。
 - 五 研究用試料の作製及び観察に関すること。
 - 六 実験結果の整理及び解析に関すること。
 - 七 動物実験に関すること。
 - 八 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 4 脳機能計測・支援技術第二係においては、脳機能計測・支援センター第一係担当室以外の室に係る次の業務を分掌する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 大型研究用機器等の運転及び保守管理に関すること。
 - 三 実験装置の設計、製作及び改良に関すること。
 - 四 実験機器及び工作等の利用者に関する操作指導に関すること。
 - 五 研究用試料の作製及び観察に関すること。
 - 六 実験結果の整理及び解析に関すること。
 - 七 動物実験に関すること。
 - 八 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 5 行動・代謝分子解析技術係においては、行動・代謝分子解析センターに係る次の業務を分掌する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 実験機器の運転及び管理に関すること。
 - 三 実験機器等の利用者への操作指導に関すること。
 - 四 研究用試料の作製等及び行動実験に関すること。
 - 五 遺伝子改変動物等の作製、維持及び廃棄に関すること。
 - 六 実験装置及びソフトウェアの製作、改良に関すること。
 - 七 行動実験データ等の解析及びデータベース構築に関すること。
 - 八 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 6 情報処理・発信技術係においては、情報処理・発信センターに係る次の業務を分掌する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 情報ネットワークの管理、運用及び整備に関すること。
 - 三 研究用コンピュータシステムの管理、運用及び整備に関すること。

- 四 研究資料の作成及び分析に関すること。
- 五 研究情報等の管理及びデータベース構築に関すること。
- 六 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 7 動物実験技術係においては、動物資源共同利用研究センターに係る次の業務を分掌する。
 - 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 実験動物の飼育管理及び供給に関すること。
 - 三 実験動物の受入れ及び検疫の補助に関すること。四 実験動物の採取補助及び輸送管理に関すること。五 実験動物の廃棄に関すること。
 - 六 動物室の衛生管理及び清掃に関すること。
 - 七 飼育及び衛生管理に関わる機器・機材の維持管理に関すること。
 - 八 胚操作及び受精卵凍結に関すること。
 - 九 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
- 8 研究基盤技術係においては、次の業務を分掌す。
 - 一 研究に係る技術上の企画に関すること。
 - 二 研究力強化戦略室に係る技術上の企画に関すること。
 - 三 安全衛生管理室に係る技術上の企画に関すること。
 - 四 広報活動の企画及び運営に関すること。
 - 五 技術に関する専門的業務及び安全に関する業務に関すること。
 - 六 その他他の係の所掌に属しない業務に関すること。

(班長、係長及び主任)

第5条 技術班に班長を、係に係長及び主任を置く。

2 班長、係長及び主任は、技術職員をもつて充てる。

3 班長、係長及び主任は、技術班又は係の業務を処理する。

(業務の協力)

第6条 各技術班及び各係は、技術課の業務を効率的かつ円滑に処理するため、技術課長の指示の下に、他の技術班又は他の係の業務に協力する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。